第73条の次に次の１条を加える。

（中小事業主掛金額の決定）

第73条の２　拠出期間の中小事業主掛金の額は、第75条及び第75条の２に定める拠出限度額の範囲内において、中小事業主が決定するものとする。

２　中小事業主は、中小事業主掛金の額を決定する場合は、その使用する第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第１号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

３　拠出期間の加入者掛金額と中小事業主掛金額との合計額は、5,000円に当該拠出に係る拠出期間の月数を乗じた額以上とする。この場合において、前条第２項の規定は、適用しない。

４　中小事業主掛金額の単位は、1,000円単位とする。

５　中小事業主は、その使用する第1号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金の額を決定したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。

一　中小事業主掛金の拠出を開始する年月

二　その拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金

第74条の見出し中「掛金額」を「加入者掛金額」に改め、同条第１項、第２項及び第２項第２号中「掛金」を「加入者掛金」に改め、同条第３項を第５項とし、同条第２項の次に次の２項を加える。

３　中小事業主掛金の額が引き上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）により、中小事業主掛金の額と加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超える場合は、連合会は、加入者からの加入者掛金の額の変更の届出がなくても、当該拠出限度額から中小事業主掛金の額を控除した額に加入者掛金の額を引き下げることができるものとする。

４　前項の規定により連合会が加入者掛金の額を引き下げた場合は、当該加入者に対して、その旨を通知するものとする。

第74条第５項中「次条各号」を「第75条各号」に、「個人型年金加入者」を「加入者」に、「変更は」を「変更又は次に掲げる事項に該当する場合は」に改め、同項に次の３号を加える。

一　各加入者に係る中小事業主掛金の額が引上げられること（中小事業主掛金を拠出することとなった場合を含む。）により、当該中小事業主掛金の額と当該加入者に係る加入者掛金の額との合計額が第75条又は第75条の２に規定する拠出限度額を超えることとなる場合において、当該合計額が当該拠出限度額を超えないように当該加入者掛金の額を変更する場合

二　災害その他の理由により中小事業主掛金の額が零に変更された場合

三　前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額が零から変更された場合

第74条の次に次の３条を加える。

（中小事業主掛金額の変更）

第74条の２　中小事業主は、中小事業主掛金の額の変更を、個人型掛金拠出単位期間につき１回のみ行うことができるものとする。

２　中小事業主は、中小事業主掛金の額を変更する場合又は中小事業主掛金を拠出しないこととする場合は、その使用する第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合があるときは当該労働組合、当該第１号厚生年金被保険者の過半数で組織する労働組合がないときは当該第１号厚生年金被保険者の過半数を代表する者の同意を得なければならない。

３　中小事業主が、第70条の２第８項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、次条に定めるところにより、届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

４　次に掲げる事項に該当する場合は、第１項の変更の回数に算入しないものとする。

一　災害その他の理由により中小事業主掛金の額を零に変更する場合

二　前号の理由がやんだことにより中小事業主掛金の額を零から変更する場合

（厚生労働大臣及び連合会への中小事業主掛金に係る変更の届出）

第74条の３　第70条の３の規定による届出をした中小事業主は、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その名称、住所及び次に掲げる事項を記載した届出書を厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　その拠出の対象となる者（届け出た事項に変更があった者に限る。）の氏名（氏名の変更にあっては、変更前及び変更後の氏名）、性別、生年月日及び基礎年金番号

二　その拠出の対象となる者の中小事業主掛金の額の変更があったときは、変更前及び変更後の拠出期間の掛金の額

三　中小事業主掛金の拠出の対象となる者について一定の資格を定める場合（当該資格を変更する場合を含む。）にあっては、中小事業主掛金の拠出の対象となる者の範囲

四　中小事業主掛金の額を一定の資格ごとに同額とする場合（当該資格ごとの額を変更する場合を含む。）にあっては、その資格ごとの額

五　変更年月日

２　前項の場合において、第70条の２第８項の規定により中小事業主掛金の額を変更したとき又は前項第３号に規定する場合にあっては、同項に掲げる事項を記載した届出書に次に掲げる書類を添付するものとする。

一　第70条の２第８項の規定により中小事業主掛金の額を変更したときは、施行規則様式第十三号により作成した書類

二　前項第３号に規定する場合にあっては、施行規則様式第十二号により作成した書類

三　第70条の３第２項第４号に掲げる書類

四　前項第３号又は第４号に規定する場合（一定の職種により区分する場合に限る。）にあっては、その資格が確認できる書類

３　中小事業主は、中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、遅滞なく、その名称、住所及び中小事業主掛金を拠出しないこととした理由を記載した届出書に、次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣及び連合会に提出するものとする。

一　施行規則様式第十四号により作成した書類

二　第70条の３第２項第４号に掲げる書類

４　中小事業主は、その使用する第１号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金の額を変更したときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。

一　中小事業主掛金の額の変更年月日

二　変更前及び変更後のその拠出の対象となる者の拠出期間の中小事業主掛金の額

三　中小事業主掛金の額を変更した理由

５　中小事業主は、その使用する第１号厚生年金被保険者である加入者の中小事業主掛金を拠出しないこととなったときは、速やかに、次に掲げる事項を当該加入者に通知しなければならない。

一　中小事業主掛金の拠出を終了する年月日

二　中小事業主掛金を拠出しないこととなった理由

第74条の４　第70条の３及び第74条の３の規定により厚生労働大臣に提出する書類は、連合会を経由して提出することができる。

第75条中「掛金」を「加入者掛金（中小事業主が中小事業主掛金を拠出する場合にあっては、加入者掛金と中小事業主掛金）」に改める。

第75条の２中「個人型年金加入者掛金を拠出する場合」を「加入者掛金を拠出する場合又は第71条の２第１項ただし書の規定により中小事業主掛金を拠出する場合」に、「個人型年金加入者」を「加入者」に、「個人型年金加入者掛金」を「加入者掛金」に、「個人型年金加入者掛金の額は」を「その拠出することとなった日に係る加入者掛金又は中小事業主掛金の額は」に、「個人型年金加入者掛金の額」を「加入者掛金及び中小事業主掛金の額」に改める。